

平成 29 年 3 月 31 日

尼崎市公共調達基本条例施行規則

尼崎市公共調達基本条例第 24 条の公共調達に係る業務を定める規則（平成 28 年尼崎市規則第 60 号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第 1 条 この規則は、尼崎市公共調達基本条例（平成 28 年尼崎市条例第 54 号。以下「条例」という。）第 11 条、第 13 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 16 条第 1 項、第 17 条、第 24 条及び第 26 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（条例第 11 条第 1 項の規則で定めるもの）

第 2 条 条例第 11 条第 1 項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

(1) 工事の請負契約で、その予定価格（単価契約にあつては、その予定単価に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が 150,000,000 円以上のもの

(2) 次のいずれかに該当する業務の委託契約で、その予定価格が 10,000,000 円以上のもの

ア 市の庁舎その他これに準ずる施設（これらに付属する工作物及び設備を含む。ウにおいて同じ。）で市長等が別に定めるものの清掃を行う業務

イ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項に規定する警備業務（同条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。）

ウ 市の庁舎その他これに準ずる施設で市長等が別に定めるものの保守を行う業務（当該業務に従事する者を当該施設に常駐させる必要があるものに限る。）

エ 市の庁舎その他これに準ずる施設で市長等が別に定めるものに設けられた窓口において申請、届出等の受付を行う業務

オ 尼崎市立小学校において給食を調理する業務

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）の収集又は運搬を行う業務（市長等が別に定めるものに限る。）

(3) その他市長等が別に定める請負等契約

(1 項報告)

第 3 条 条例第 1 1 条第 1 項の規定による報告（以下「 1 項報告」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した労働関係法令遵守状況報告書により行わなければならない。

(1) 当該 1 項報告の日においてその対象受注者が雇用している労働者の人数

(2) 当該 1 項報告の日における次に掲げる行為の実施状況

ア 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 4 8 条の規定による届出（被保険者の資格の取得に関する事項に係るものに限る。）

イ 厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 2 7 条の規定による届出（被保険者の資格の取得に関する事項に係るものに限る。）

ウ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 4 4 年法律第 8 4 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出

エ 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 7 条の規定による届出（同条に規定する事業主が雇用する労働者が適用事業（同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業をいう。）に係る被保険者となったことに係るものに限る。）

オ 労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 1 5 条第 1 項の規定による労働条件の明示

カ 労働基準法第 2 4 条及び最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 4 条第 1 項の規定による賃金の支払

キ 労働基準法第 3 6 条第 1 項の規定による同項に規定する協定の締結及び届出

ク 労働基準法第 8 9 条の規定による就業規則の作成及び届出

ケ 労働基準法第 1 0 6 条の規定による同法の要旨等の周知

コ 労働基準法第 1 0 8 条の規定による賃金台帳の調製及び同条に規定する事項の当該賃金台帳への記入

(3) 当該 1 項報告の日において前号アからクまでに掲げる行為を行う義務がない場合にあっては、その旨及び理由

(4) その他市長等が必要と認める事項

2 1 項報告は、次に掲げる対象受注者の区分に応じ、当該号に定める日から起算

して2月を経過する日までに行わなければならない。

- (1) 対象契約を締結した事業者 当該対象契約を締結した日
 - (2) 指定管理業務を行う指定管理者 当該指定管理業務について市長等と指定管理者との間で締結される協定のうち市長等が別に指定するものを締結した日
- (条例第11条第2項の規則で定めるもの)

第4条 条例第11条第2項の規則で定めるものは、指定管理者とその指定に係る指定管理業務（次の各号のいずれかに該当するものに限る。）の委託契約でその予算額が10,000,000円以上のものを締結した者とする。

- (1) 公の施設（これに付属する工作物及び設備を含む。第3号において同じ。）の清掃を行う業務
- (2) 第2条第2号イに掲げる業務
- (3) 公の施設の保守を行う業務（当該業務に従事する者を当該公の施設に常駐させる必要があるものに限る。）
- (4) 公の施設に設けられた窓口において申請、届出等の受付を行う業務

(2項報告)

第5条 2項報告は、対象下請負者等が下請等契約（当該対象下請負者等が、公共調達に係る業務の一部を請け負い、若しくは受託し、又は公共調達に係る業務について労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を行うものに限る。第9条第2項第1号及び第10条第3号において同じ。）を締結した日から起算して1月を経過する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した労働関係法令遵守状況報告書により行わなければならない。

- (1) 当該2項報告の日において当該対象下請負者等が雇用している労働者の人数
- (2) 当該2項報告の日における第3条第1項第2号アからコまでに掲げる行為の実施状況
- (3) 当該2項報告の日において第3条第1項第2号アからクまでに掲げる行為を行う義務がない場合にあっては、その旨及び理由
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(条例第 11 条第 3 項の規則で定める事項)

第 6 条 条例第 11 条第 3 項の規則で定める事項は、第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項その他市長等が必要と認める事項とする。

(3 項届出)

第 7 条 3 項届出は、速やかに、労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届により行わなければならない。

(条例第 11 条第 4 項の規定による報告)

第 8 条 条例第 11 条第 4 項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ、当該号に定める方法により行わなければならない。

(1) 2 項報告又は 3 項届出により提出される書類 (以下「2 項報告書等」という。) を受領した時点において未だ 1 項報告をしていない場合 1 項報告の際に、2 項報告書等を受領した旨を記載した書類 (以下「受領報告書」という。) 及び当該 2 項報告書等を市長等に提出する方法

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 2 項報告書を受領した後、遅滞なく、受領報告書及び当該 2 項報告書等を市長等に提出する方法

(条例第 13 条第 1 項の規定による報告等)

第 9 条 条例第 13 条第 1 項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ当該号に定める日までに、措置結果報告書により行わなければならない。

(1) 1 項報告に係るもの 次に掲げる対象受注者の区分に応じ、当該ア又はイに定める日から起算して 6 月を経過する日

ア 対象契約を締結した事業者 第 3 条第 2 項第 1 号に定める日

イ 指定管理業務を行う指定管理者 第 3 条第 2 項第 2 号に定める日

(2) 3 項届出に係るもの 市長等が別に定める日

2 条例第 13 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による報告は、次に掲げる区分に応じ当該号に定める日までに、措置結果報告書により行わなければならない。

(1) 2 項報告に係るもの 下請等契約を締結した日から起算して 6 月を経過する日

(2) 3 項届出に係るもの 市長等が別に定める日

3 市長等は、特別の理由があると認めるときは、前2項に規定する期限を延長することができる。

(公表事項)

第10条 条例第16条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第16条第1項各号のいずれかに該当する事実
- (2) 前号の事実に係る対象受注者又は対象下請負者等の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名)
- (3) 対象受注者又は対象下請負者等が条例第16条第1項各号のいずれかに該当することとなった際現に締結していた対象契約若しくは下請等契約の名称及びこれらの契約の期間又は現に受けていた指定処分に係る公の施設の名称及び当該指定処分の期間
- (4) 公表する理由
- (5) その他市長等が必要と認める事項

(条例第17条の規則で定めるもの)

第11条 条例第17条の規則で定めるものは、第4条各号のいずれかに該当する業務(その委託契約の予算額が10,000,000円以上であるものに限る。)とする。

(条例第24条の規則で定めるもの)

第12条 条例第24条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号ウからカまでに掲げる業務
- (2) 指定管理業務
- (3) その他市長等が別に定める業務

(施行の細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。